

2月の支出(図書、備品、慶弔、飲食除く)

49,380円

情報公開の第一歩 政治資金を見えるようにします。

印刷代(月刊武松印刷代)	8,400円
交通費(駐車場、燃料代、高速代)	8,192円
通信費(携帯電話代、折込代、郵送代)	32,188円
支出計 09/2/2~09/3/3	49,380円
寄付 アベさん	5,000円

市政を考える 月刊武松

発行日
09/3/9

第98号
12500部発行

たけまつ ただし

頒布責任者：武松 忠 (市議会議員)
武松政策研究会

自治基本条例とは!?

ついに予算案に掲載！本当に必要なのか？

加藤市長のマニフェスト(暫定版)にも記載されていた自治基本条例が、平成21年度予算案に掲載されました。自治基本条例とはどんな条例なのでしょう？

■自治基本条例の目的

自治基本条例の制定の目的は、市民による民主的な自治体運営と質の高い政策活動の実現をめざし、自治体の理念や基幹的な制度、原則を総合的、体系的に整備するためであると言われています。ところが、現実には制定されている条例は、具体性を欠いた抽象条例、作文条例で内容が伴っていないものが多く、単なる理念の宣言にとどまっており、自治体の憲法という名ばかりの、**制定することが目的**というのが現実のようです。

■自治基本条例の内容

自治体により内容に差がありますが、概ね次のような内容で構成されています。

- ・まちづくり（市政運営）の方向性、将来像
- ・市民の権利
（生活権、市政への参加権、情報公開請求権等）
- ・市（首長、議会、職員）の義務・責務
- ・市民の責務、事業者の責務
- ・住民参加の手続き・仕組み ・住民投票の仕組み
- ・市民協働の仕組み、NPOへの支援等
- ・分野別の施策の方向性
- ・他の施策・条例との関係（最高規範性）
- ・改正・見直しの手続き

■批判（日本政策研究センターHP参照）

これまでの自治基本条例の多くが、市民を条例上で定義付けを行っていますが、地方自治法上の有権者のみならず、外国人等にも範囲を広げており、その整合性に異論を唱える意見があります。

特に住民投票を条文化している自治体については、投票資格者を幅広く規定している自治体も多く、永住外国人への地方参政権問題と同様、**慎重であるべき**との意見もあります。

■自治基本条例の狙い（明日への選択 07年5月）

保守系の雑誌記事を要約したものを掲載します。

- ・本来の自治のあり方に反し、行政や議会といった正規の組織とは別に市民の組織作りを始める。
- ・権力の二重構造を作り上げる。
- ・これに議会を縛る権威と権限をもたせ、議会を空洞化させ、「市民と称する勢力」の自治体に変質させること。

■自治基本条例の問題点と対策

①自治体の最高規範を謳う

- ・他の条例に適合性（制定・改廃）を求める条例。
最高規範であるなら、草案作成段階で議員が排除されないようにしなければなりません。

②「市民」用語の定義の拡大解釈

- ・住民は法律の定めるところにより、地方公共団体の提供を受ける権利を有し、その負担を分担する義務を負う。（地方自治法10条）

市民と住民では法的立場が全く異なります。同等の権利を与えることは住民軽視です。

③自治推進機関（委員会）の設置

公選法等を経ないで集まった一部の市民と有識者等により、自治に関する重要項目について提言する権限を与え、全ての条例の上位に君臨する自治基本条例の推進役の主体に位置づけ、権限を行使できるようにするという事は、既にある議会にとって変わろうとする**意思決定装置**を作ることになります。これは**権力の二重構造**をもたらす、市政を混乱させます。

④「市民参加」「市民との協働」「公募市民」

条例検討市民会議の設置

保障されている「住民参加」住民の権利は、選挙権被選挙権、陳情・請願権、解職請求権、市議会の解散請求権、条例の制定改廃請求権、監査請求権（議会の権限を越えない程度）。これ以上の議会と同等及びそれ以上の権利獲得を目的とするのが市民参加の意図です。一部の市民の参加だけでは、公平性、平等性は保たれません。
→ 裏面へ続く

⑤パブリックコメント制度

市のパブリックコメント*（主にHPを利用）の状況は、平均すれば数件というのが現状です。

自治基本条例制定の際の手続きもパブリックコメントが採用されると思いますが、まずは、**統計的裏付けのある世論調査を実施すべき**です。それが叶わないのであれば、制定される条例の問題点を皆で共有し、多くの住民にパブリックコメントをしてもらわなければなりません。そのためには、まず**十分な募集期間**を設定しなければなりません。住民のあまり関心のない条例だけに、数件のパブリックコメントで議案となって議会に送られてしまってからでは遅いのです。

パブリックコメント* 市が新たな条例を設け、または既にある条例を改廃しようとするとき、その案を公表し、住民や事業者からの意見・情報・専門的知識を得て公正な意思決定をするための制度。

⑥住民投票制度

自治基本条例の特徴として、その条文に、住民投票制度の項目があります。住民投票の種類としては、常設型と非常設型があります。非常設型とは、事案毎に議会で審議し条例を定める方式で、これに

より、住民投票の乱用を防ぐことができます。

その際の条件は、地方自治法に則り、
・有権者の1/50以上の署名による条例制定請求
・議員定数の1/12以上の賛成を得て条例提出
市長個人に請求権を付加すると、売名行為や選挙の事前運動に使われる恐れもあるため、例えば審査会等に諮問し、2/3以上の承認を条件とします。なお、採決は、出席議員の過半数を以って可決とします。また、投票資格は、参政権と同様で考えるべきであり、安易な年齢拡大や外国人への付与は慎重であるべきです。

■本当に必要な条例なのか？

私が市議会議員だから、よけいに議会軽視・住民軽視だと感じているのかもしれませんが。しかし自治基本条例制定によって、市民参加と称した検討委員会が乱立すれば、重要意思決定が迅速にできなくなると心配しています。なお、この条例は、地方自治法に明記されておらず、必置のものではありません。

少し保守系の見解ばかり載せてしまいましたが、こうした意見もあると認識していただければ幸いです。

The Voice これまでに頂いたご意見から

合併よりも充実してもらいたい事

栢山 男性

今月号の市町村合併の議論について興味があり、メールさせていただきました。武松さんの見解で合併のメリットとデメリットが良く理解できました。私なりの思いを述べさせていただきますと、合併する必要性が一般市民の生活では、感じられないことです。財政が厳しいのであれば、合併しなくても職員や議員を含めた固定費を最適化する見直しを実施すれば良いと思います。まずやれるところをやってそれでもだめな自治体は、合併等を検討するのが一般企業でもやっていることです。最初に合併ありきは、市民の事を考えていません。一般サラリーマンとして自分が公的機関にお願いしたいことは、土曜や日曜に行政公務を行っていただきたいことです。最近では確定申告の相談や申告の受付が平日のみになっており、そのために会社を休まなければならないこと。そのほかにも、平日にしかできないことが多すぎて、もっとサラリーマンの生活に目を向けて欲しいと思います。

合併のメリット、デメリットは、長期的な視点で論じられるべきだと思います。住民サービスの観点では、働く世代に優しい市が理想です。産科や小児科が充実し、子供が希望の保育所に入所でき、小田原の自然を生かし、伸び伸びと育つ教育環境。働く世代の増加こそ活性化の源です。

武松政策研究会からのお知らせ

4月より、都合により朝の駅頭配布ができなくなります。そのため、HPでの確認をお願いします。メール配布希望者は、ttakemat@hk.airnet.ne.jp まで！

3月の勉強会は

日 時：3/28(土)18時～20時 場 所：市民学習フロア 学習室B
駅前ビル ダイコクドラッグ奥のエレベータで4階

テーマ：「**検討委員会報告について**」

参加費：100円終了後、実費で懇親会を行います。 i-mode HP →



HPIは、**YAHOO!**で「たけまつただし」 月刊武松バックナンバー全て掲載しています。

寄付は、ジャパンネットバンク 本店 普通口座 7941377 タケマツタダシ

さがみ信用金庫 ダイティースト出張所 普通口座 0051228 武松政策研究会 武松忠 まで
月刊武松は**本人とボランティアが配布**しているため、行き届かないところがありますが、読み終わりましたら知合いの方にお渡しいただくと幸いです。また、**eメールでも送付していますので連絡下さい。**